

自動販売機設置場所等に係る仕様書

1 貸付場所又は設置許可場所及び面積（設置台数）

資料 1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」及び「設置場所配置図」のとおり。

2 貸付期間又は設置許可期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）とする。

ただし、市庁舎議会棟（物件番号A-2）、市庁舎議会棟（物件番号C-1）、及び勤労青少年ホーム（物件番号B-5）については、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（更新なし）とする。

※自動販売機の搬入、設置については施設管理者と協議すること。

3 設置する自動販売機の規格及び設置条件等

(1) ユニバーサルデザイン（外観色を含む）

利用者に配慮したユニバーサルデザインとすること（外観色・表示・操作部の視認性、点字・ピクトグラム等による情報提供、段差への配慮等）。あわせて、可能な限り多言語対応に努めること。

(2) 環境配慮・脱炭素

ア 「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」及び「ピークカット」等の省エネ制御機能並びに「真空断熱材やヒートポンプの採用」等により、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機種とすること。

イ 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HFO-1234yf）等を冷媒として採用した機種とすること。ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、法令に基づく代替フロンを認める。

ウ PETボトル商品については、環境に配慮し、使用資源量を極力減らした「軽量化PETボトル」又は、PETボトルを再生資源として使用した「ボトルtoボトル」の活用に努めること。

エ CO₂排出削減に資する運用（夜間減光、待機電力最小化等）により、温暖化対策の寄与に努めること。

(3) キャッシュレス決済への対応

ア スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。非接触型ICカードは、最低でも交通系と流通系の電子マネーの使用が可能とすること。

イ 停電時や通信障害時の運用を定め、施設管理者と協議すること。

(4) 安全・衛生・防犯対策

ア 転倒防止

「自動販売機一据付基準」(JIS B 8562) 及び「自動販売機据付基準」(一般社団法人全国清涼飲料連合会) を遵守し、転倒防止措置を講ずること。ただし、建物の躯体に対し影響を及ぼすおそれのあるアンカー等による固定は、原則として認めない。やむを得ずこれらによることができない場合は、施設管理者（所管課）と必ず協議すること。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法に基づく厚生労働省告示) 及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準) 等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係機関等への届出、検査が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を期すものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会作成) を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機 1 台につき 1 個以上の割合で必要数を設置すること。設置場所は自動販売機の脇を基本とするが、状況に応じて適切な場所に設置することができる。なお、設置に係る費用は、設置者の負担とする。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製や金属製など、中長期の使用に適した耐久性をもつ素材とする。

(イ) 容積は、回収頻度及び回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積とすること。

(ウ) 使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入を防止すること。また、屋外に設置する場合は、極力、風等によるごみの散乱防止処置を講じること。

ウ 使用済み容器の回収

設置者の責任において適切な頻度（ただし、公園に設置するものについては、週

に1回以上)で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うようすること。なお、回収は施設の開館時間帯のみとし、閉館日・閉館時間帯における作業は原則として認めない。

エ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令を遵守するほか、不法投棄やマイクロプラスチックによる海洋汚染等の問題に留意し、適切に処理すること。

(6) 自動販売機の管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及びつり銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

イ 設置者において、賞味期限の確認を含む品質保証活動を実施し、安定した高品質の商品を提供すること。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めること。また、自動販売機の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカー等を見やすい位置に貼り付け、釣銭不足や故障等の苦情があった場合は即時対応すること。

(7) 災害時の対応及び利用者配慮

ア 自動販売機は、災害時において、電源の供給が断たれた場合であっても自動販売機内の販売品を提供する等の対応が可能な機種とする。

イ 「Wi-Fi機能」は、公衆無線LAN(Wi-Fi)対応型とし、通信に必要な機器は原則として自動販売機若しくは、空き容器回収箱の上部に収納するものとし、設置者が責任を持って、Wi-Fi機器の設置(関連配線工事等を含む)及び保守メンテナンス等の維持管理業務を行うものとする。また、機器の設置及び維持管理に係る一切の経費は設置者が負担するものとする。

公衆無線LANへの接続時間については設置者の任意とするが、災害時等については、無償・無制限で公衆無線LAN環境を開放するものとする。

ウ 紙カップ式自動販売機は、平常時における利用者の利便性及び衛生面に配慮し、蓋の有無を購入者が選択できるようにすること。

4 販売商品の種類

(1) 種類

原則として、缶及びペットボトルとし、アルコール飲料を除く5種類以上の清涼飲料水とする。ただし、資料1「自動販売機最低貸付料等及び参考売上実績」の仕様に指定がある場合は、そちらに準ずる。

また、同一施設に複数の自動販売機を設置する場合には、販売商品の種類が重複し

ないように配慮すること。

(2) 価格

標準小売価格以下とすること。

5 貸借料等及び自動販売機設置管理料

- (1) 建物に係る年額貸付料は、価格提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額（現行税率は 100 分の 10）を加算した金額とし、加算後の金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 土地に係る年額貸借料は、価格提案書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税相当額の加算は行わないものとする。
- (3) 都市公園内の場合は、和光市の関係条例等に定める占用料に電気料金相当の管理費を加えた額を下回らない価格提案書に記載された金額から、年額の占用料に相当する額を除いた額を自動販売機設置管理料として取り扱うものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額の加算は行わないものとする。

6 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。ただし、電気料金については、市が負担する。

7 売上実績の報告

上半期分は 10 月 20 日までに、下半期分は 4 月 20 日までに、その前月までの売り上げ実績（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 売上手数料

徴収しない。

9 貸付場所又は設置許可場所の返還

契約解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して和光市の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

和光市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 和光市の責に帰することが明らかな場合を除き、和光市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。